

天草市中小企業等物価高騰緊急対策事業補助金交付要領

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症や物価、原油価格高騰等の影響を受けている市内の事業者が行う生産性の向上や省力化のための取組に要する費用の一部を補助することにより、事業活動の継続を支援し、市内の経済の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48条）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社及び個人に該当する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となるものは、中小企業者で、次の各号を満たすものとする。

- (1) 天草市内に本店又は有する法人又は天草市内に住所を有している個人事業者で市内で事業を行っている者
- (2) 市内商工団体の支援を1回以上受け、事業成果報告書等を作成し、実際に生産性向上や省力化が達成できる事業を行う者
- (3) 天草市の市税に滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意する者
- (4) 業況の好転のための生産性向上や省力化のための取組みを新たに開始する者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を営んでいない者
- (6) 天草市暴力団排除条例（平成24年3月29日）第2条各号で定める暴力団関係者でない者
- (7) 政治活動又は宗教活動を行っていない者
- (8) 今後も事業を継続する意思がある者
- (9) 前各号に掲げる者の他、補助金の趣旨・目的に照らし、適当でないと市長が判断した者でない者

2 前項に規定する者による共同申請を認めるものとし、共同申請をする場合は参画する事業者の全てを補助対象者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象とする事業は、次に掲げるもの（当該年度において他に国・県等の公的補助を受けているものを除く。）とする。

(1) 通常枠

- ア ITツール※¹の導入及び設備のIoT化
- イ 非対面型ビジネスモデルへの転換
- ウ 作業効率の向上を目的とした新システム導入
- エ 作業効率の大幅な向上が見込める非効率機器の更新
- オ その他省力化に資する取組として必要と認めるもの

※1 ITツールとは、「生産性向上」のために、新たに導入される「ソフトウェア製品」や「クラウドサービス」などのことを指す。

(2) 先端設備等導入枠

天草市から令和7年3月1日以降に先端設備等導入計画における認定を受け、生産性の向上に資する機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、ソフトウェアの導入を行う事業であること。

- 2 補助対象経費に係る事業を行う場合は、市内事業者で調達が難しい場合を除き、原則として市内に事業所を有する事業者を利用するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次条に規定する補助対象期間中に第8条に規定する補助金の交付を受けようとする者が、業況の好転を図るための生産性向上及び省力化に向けた新たな取組にかかる経費とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。

- 2 補助対象経費については、単体の価格が税抜額2万円以上の備品やソフトウェア等を対象とし、この金額に満たないものは補助対象外とする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の算定対象となる期間は、令和7年3月1日から令和8年2月27日までとする。

(補助率等)

第7条 補助金の補助率等は、予算の範囲内において、各項に掲げるものとする。

補助率は、補助対象経費に3分の2（令和6年度中に「天草市中小企業等物価高騰緊急対策事業補助金」の交付を受けた者については2分の1）を乗じて得た額以内とし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

- 2 補助金の額は、通常枠において単独の事業者による申請にあっては50万円を、同事業者による市内に存する複数店舗に係る申請及び複数者による共同申請並びに先端設備等導入枠にあっては100万円を上限とする。

- 3 補助金の交付は、補助対象者に対し補助対象期間中に1回限りとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、天草市中小企業等物価高騰緊急対策事業費補助金交付申請(請求)書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて令和8年2月27日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業成果報告書(様式第1号の2)
- (2) カタログ及び見積書の写し
- (3) 対象経費の内容がわかるもの(請求書等)及び銀行振込依頼書等支払いの実績がわかる書類の写し
- (4) 事業内容や実施状況を確認できる記録等の資料(写真等)
- (5) 市税等納付状況調査同意書(様式第2号)
- (6) 主たる事業所等の所在地、納税地及び事業内容を確認できる以下の書類等
次のアからイに掲げるいずれかの直近の書類の写し
 - ア 個人事業主 所得税確定申告書第一表のほか、青色申告者は青色申告決算書1面から4面、白色申告者は収支内訳書1面から2面の写し又は開業届の写し(令和6年以降に開業した者のみ)
 - イ 法人 確定申告書別表1
- (7) 先端設備等導入計画に係る認定書の写し(先端設備等導入枠を希望する場合のみ)
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(交付基準)

第9条 補助金交付決定に係る基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 業況の好転のための生産性向上、省力化に直接の効果が期待できる事業であること
- (2) 事業の取組以降、継続して業況の好転のための生産性向上、省力化に資することが期待できること

(補助金の交付決定及び確定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その内容が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に対し天草市中小企業等物価高騰緊急対策事業費補助金交付決定通知書及び確定通知書(様式第3号)により通知するとともに決定した金額を支払うものとする。

2 市長は補助金を交付しない旨の決定をしたときは、天草市中小企業等物価高騰緊急対策事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号の2)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一

部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか補助金に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年5月1日から施行し、同年3月1日から適用する。